

別表一(二)

24欄及び28欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

F B 0 2 0 6

納税地 (フリガナ) 電話() -	事業種目	青色申告 一連番号
法人名 (フリガナ)	期末現在の 出資金の額	整理番号
代表者 自署押印	経理責任者 自署押印	事業年度 (至)
代表者 住所	旧納税地及び 旧法人名等	売上金額
	添付書類	申告年月日
	貸借対照表、損益計算書、損益金処分 表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、 組織再編成に係る契約書等の写し、組 織再編成に係る移転資産等の明細書	申告区分
		申告区分
		通信日付印
		確認印
		省 略 年 度 処 理
		年 月 日
		年 月 日

平成 年 月 日

事業年度分の

申告書

平成 年 月 日

翌年以降 送付要否	要	否
適用額明細書 提出の有無	有	無
税理士法第30条 の書面提出有		税理士法第33条 の書面提出有

所得金額又は欠損金額 (別表四「44」の①)	十億	百万	千	円
1				
法人税額 (34)又は(37)				
法人税額の特別控除額 (別表六(六)「17」+別表六(七)「16」+別表六 (八)「9」+別表六(十)「23」+別表六(十一)「24」 +別表六(十四)「32」+別表六(十七)「24」 +別表六(十八)「22」+別表六(二十一)「21」)				
差引法人税額 (2)-(3)				
リース特別控除取戻税額 (別表六(十二)「30」+別表六(十五)「30」+ 別表六(十九)「30」+別表六(二十二)「30」+ 別表六(二十五)「30」+別表六(二十七)「31」)				
課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」+別表三 (二)「25」+別表三(三) 「20」+別表三(四)「14」)				000
土地譲渡金 同上に対する税額 (38)+(39)+(40)+(41)				
法人税額計 (4)+(5)+(7)				000
仮装経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除法人税額				
控除税額 ((8)-(9))と(45)のうち少ない金額				
差引この申告により納付すべき法人税額 (8)-(9)-(10)				000
特別税率の適用がある場合 (1)のうち(24)を超える金額 (1)-10億円×12				000
所得金額(1) (24)+(25)+(26)				000
上記以外の場合 (1)の金額又は800万円×12 相当額のうち少ない金額 (1)-(28)				000
所得金額(1) (28)+(29)				000
土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)				0
同 上 (別表三(二)「28」)				0
所得税の額 (別表六(一)「6」の③)				
みなし配当の25%相当額 (別表六(一)「23」の計)				
外国税額 (別表六(二)「21」)				
計 (42)+(43)+(44)				
控除した金額 (10)				
控除しきれなかった金額 (45)-(46)				

この申告 24欄 の繰戻しによる	所得税額等の還付金額 (47)	十億	百万	千	円
12					
13					
<p>特定の協同組合の法人税率の特例※を適用している場合には、適用額明細書の</p> <p>①租税特別措置法の条項欄に、「第42条の3の2第2項」</p> <p>②区分番号に、「00005」</p> <p>③適用額欄に、当該別表一(二)24欄の金額(円単位)を記載してください</p> <p>※法人税法第2条第7号に規定する協同組合等のうち、租税特別措置法第68条第1項第1号から第3号までに掲げる要件のすべてに該当する協同組合等</p>					
申告書の当期控除額 申告書前 期又は災害損失金 がでの	23				
(24)の18%相当額	31				
(25)の22%相当額	32				
(26)の26%相当額	33				
28欄 の繰戻しによる	所得税額				
<p>公益法人等の法人税率の特例を適用している場合には、適用額明細書の</p> <p>①租税特別措置法の条項欄に、「第42条の3の2第1項第3号」</p> <p>②区分番号に、「00003」</p> <p>③適用額欄に、当該別表一(二)28欄の金額(円単位)を記載してください</p>					
残余財産の最後の分配 又は引渡しの日	平成	年	月	日	
送付を受けるようとする金融機関等	銀行 金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 出張所 本所・支所	預金	郵便局名等	
口座番号	ゆうちょ銀行の 貯金記号番号				
※税務署処理欄					

法0301-0102

税理士
署名押印

別表一(二) 公益法人等(一般社団法人等を除く。)及び協同組合等の分………平二十三・四・一以後終了事業年度分